

「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム規約

(名称)

第1条 この組織体は、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、農山漁村において自然減を主とした人口減少に直面していることから、多様なステークホルダーを巻き込む官民共創の仕組みも活用し、農山漁村における関係人口の増加を目指し、現場で案件形成を図ることで、より一層の地方創生の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 農山漁村の課題解決に関する施策、事例等の情報共有、相互啓発活動及び連携強化
- 二 農山漁村における具体的課題等について対応方策の協議及び検討
- 三 農山漁村の課題解決に係るノウハウ等の周知、普及及び機運醸成
- 四 前各号に定めるもののほか必要と認める事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守する以下の会員をもって組織する。

- 一 農山漁村の課題解決に意欲のある都道府県、市区町村
 - 二 関係府省庁
 - 三 農山漁村の課題解決に取り組む又は関心を有する民間事業者等
- 2 会員として本会への加入を希望する者のうち都道府県又は市区町村は、その旨を書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）により事務局に提出することで、会員となることができる。
- 3 事務局は、会員として加入を希望する者が暴力団等反社会的勢力と関係がある者に該当するときは、加入を拒否するものとする。
- 4 本会からの退会を希望する会員は、その旨を書面等により事務局に届け出ることとで、本会を退会することができる。
- 5 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名するこ

とができる。

- 一 この規約に違反し、又は本会の信用を著しく害したとき。
- 二 会員が解散し、又は営業を停止したとき。
- 三 反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- 四 その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき。

(専門部会)

第5条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された専門部会を設置することができる。

- 2 本会の会員は、専門部会の設置を提案できる。
- 3 事務局は、専門部会の設置について助言を行うことができる。
- 4 専門部会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 その他の事項については、本規約と別に定める「専門部会規程」によるものとする。

(事務局)

第6条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局は、農林水産省農村振興局農村計画課農村活性化推進室（以下「推進室」という。）が行う。
- 3 事務局は、必要に応じて、農林水産省大臣官房政策課に協力を求めることができる。
- 4 推進室は、事務局としての事務を外部の機関に委託することができる。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この規約は、令和7年1月30日から施行する。

「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム専門部会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム規約（以下「規約」という。）第5条の規定に基づき設置される専門部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 部会は、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム（以下「本会」という。）の会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的とする。

（設置期間）

第3条 部会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末までとする。ただし、設置期間は延長することができる。

（活動計画）

第4条 部会は、部会設立時又は設置期間の延長時に、年間の活動計画を所定の書式で本会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

（活動報告）

第5条 部会は、設置期間の満了日までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

（メンバー）

第6条 部会の構成員（以下「メンバー」という。）は、本会の会員及び規約第5条第4項の規定に基づく会員以外の出席者で組織する。

- 2 メンバーは、本会の会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行う。
- 3 メンバーの募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、事務局が特に部会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は自由に参加できる。

4 メンバーは、いつでも部会を退会することができる。

(費用)

第7条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバーの自己負担とする。

(成果の報告)

第8条 部会により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、部会は、随時事務局へ報告する。

(秘密保持)

第9条 メンバーは、部会活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

2 メンバーは、必要に応じて事務局と協議を行った上、別途秘密保持契約の締結や守秘義務に係る誓約書の提出を求めることができるものとする。

3 メンバーが部会を退会した後も、前2項の規定が適用されるものとする。

(検討成果等の取扱い)

第10条 部会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると部会が判断した場合、部会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

3 部会は、検討成果等について知的財産権（特許権、意匠権、実用新案権、商標権及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(雑則)

第11条 本規程の改廃は、事務局で検討の上行い、改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 30 日から施行する。